



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】兼業・副業の労働時間の通算

働き方改革のメニューのひとつでもある「兼業・副業」。近年のダブルワーカーの増加を受けて、平成30年1月、厚生労働省はガイドラインを公表しました。さらに令和2年9月にガイドラインを改定しました。改定の目玉は労働時間の通算についてです。

### 【労働時間通算のルール】

まず複数の会社の所定労働時間（通常の勤務時間）を合計して8時間を超えているか確認します。さらに、そこから所定外労働時間（残業）を合計して8時間を超えている時間があるか確認します。超えている時間が所定内なのか所定外なのかで割増賃金の支払う会社が変わります。

#### 所定労働時間の合計が8時間を超える

##### 【例】

先：A社と5時間の労働契約を締結  
後：B社と4時間の労働契約を締結  
⇒ **B社**が1時間分の割増賃金を支払う

A社：5時間

B社：4時間 割増

B社：4時間 割増

A社：5時間

##### Point!

後に契約した会社が割増賃金を支払う

#### 所定内・外労働時間の合計が8時間を超える

##### 【例】

A社と3時間の労働契約を締結。残業が1時間あった。(3+1) = 4時間  
B社と3時間の労働契約を締結。残業が2時間あった。(3+2) = 5時間  
⇒ **B社**が1時間分の割増賃金を支払う

A社：4時間  
(3時間+1時間)

B社：5時間  
(3時間+2時間)

割増

##### Point!

後に労働した会社が割増賃金を支払う



### ここがポイント

#### ● “管理モデル”の活用

兼業・副業の労働時間の通算管理は、実務的には運用しにくい面があります。

他社の実労働時間を事前に補足するのは難しく賃金締切日が同じとは限りません。

そこで厚労省は改定版で「**管理モデル**」方式を提唱しました。ちょっと複雑な内容ですが、あらかじめ設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の会社の実労働時間を把握することなく法令を遵守する方法です。

### 労務Room Q & A

Q

ダブルワークの場合の雇用保険や社会保険はどちらで加入するのですか？

A

それぞれの会社の勤務形態ごとに加入基準を満たしているか判断します。

加入基準を満たしているか	雇用保険	社会保険
いずれの会社も満たさない	未加入	未加入
一つの会社で満たしている	満たす会社で加入	満たす会社で加入
両方の会社で満たしている	主たる賃金を得る会社で加入	両方で加入 ※現実的には少ない

# 【知るも、知らぬも】 今月のトピックス

## コロナ禍の「社労士祭り」

毎年、6月から7月にかけて社会保険労務士業界は1年のなかで繁忙期を迎えます。労働保険と社会保険の申告時期にあたり、それぞれ「年度更新（年更）」「算定基礎届（算定）」とあります。税理士業務の決算や確定申告をイメージされると近いかもしれません。だいぶ昔の話になりますが、年更と算定は申告時期が1ヶ月ほどずれていて、年更⇒算定といったタイムスケジュールでリズムカルに行えていました。法改正で算定の申告時期が前倒しになって以降、同時進行で処理を進める必要が生まれ、そのあわただしさから、業界内ではこの時期を「社労士祭り」と、なかば自虐的に言うようになりました。さて今年の社労士祭り。コロナ禍では2年目を迎えます。去年は申告期限が延長されたり、休業手当の取り扱いが再注目されたりと異例づくめでしたが、今年はどうでしょうか。通勤手当や在宅手当の取り扱いに頭を悩ます企業もできそうです。この時期は行政機関も特設会場を設けて多くの企業の申告を受けます。電子申請やテレワークの浸透で縮小傾向にはありますが、われわれ社労士も行政協力の一環で対応します。よろしければご活用ください。



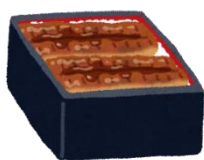
## 【魚くん探知記】 今月の一尾

鰻 : ウナギ

もともと、ウナギはぶつ切りにして味噌や醤油でつけ焼きにしていたそうで、「裂いて・蒸して・焼く」という、現在の蒲焼の調理法が開発されたのは江戸時代中期とされています。

「ウナギはどこで産卵するのか」。古代ギリシャ時代からの謎が解明されてきたのは近年のこと。ミステリアスな生態もまた、惹きつけてやまない理由なのかもしれません。

今年の土用丑の日は7月28日。平賀源内のキャッチコピーにあやかかって、たまには豪勢にうな重を食べて、“う～難儀”な猛暑を乗り切りたいものです。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



堀切菖蒲園

## 発行

### みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

Mail : [mikura@mikura-sr.com](mailto:mikura@mikura-sr.com)

個人情報の保護に敏感です



SRP II  
認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言